

三重県立四日市高等学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、この行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員・生徒・保護者が、「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等についての基本理念を次のとおり定めます。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対し、適切かつ毅然とした指導を行います。
- (4) 学校の内外を問わず、いじめが防止されるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努めます。

3 いじめの未然防止

いじめの発生を未然に防止するために、学校組織として、以下のとおり取り組みます。

- (1) 学習指導の充実
生徒が学習意欲を高め、学習内容の理解を深めることにより、生徒の学校生活における不安・ストレスを高めず、また生徒が自信をもって学校生活を過ごせるよう取り組みます。
- (2) 社会性の涵養
生徒が、他人との関わり方、公共の場でのふるまいといった社会性を身に付けられるよう取り組みます。
- (3) 人権意識の醸成
生徒が、人権意識を高め、自己的人権を守り、ひとの人権を尊重できる態度や言動ができるよう取り組みます。
- (4) 生徒会活動の充実
生徒が、主体的に生徒会活動に取り組むことにより、同じ学校で学ぶ連帯感、親和性を高めるための活動を行います。
- (5) 相談・面接体制の充実
生徒・保護者が気軽に教職員に相談できる体制を維持し、また担任等による個人面談を行い、学校生活における悩みなどを聞き、その解決を図るよう取り組みます。
- (6) 教職員研修等の実施
教職員が、いじめについての理解を深め、共通の認識のもといじめの未然防止、早期発見、適切な対応が取れるよう、研修等を実施するとともに、教員の授業改善の取り組みを進めます。

4 いじめの早期発見

いじめが発生した場合に、それを早く発見するために、教職員は常に学級や部活動等における生徒の様子を観察し、対話や面談を行うことにより、生徒の様子の変化を感じ取るようにします。また、生徒へのアンケートを定期的実施し、いじめの早期発見に努めます。

5 いじめ防止等の指導體制

本校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導體制は、別紙1のとおりです。

また、教職員が日常の観察において、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するために、別紙2のチェックリストを活用します。

6 いじめ防止対策委員会の設置

本校において、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会(以下、「委員会」といいます。)を設置します。

委員会の構成は、校長・教頭・教務主任・各学年主任・保健主事・生徒指導主事・進路指導主事・養護教諭・教育相談担当・人権教育担当・生徒指導副主任とします。なお、必要に応じて、教育相談専門員等の心理の専門家、教員・警察経験者などの外部専門家等を加えます。

(1) 委員会の役割

委員会は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、実際に起こったいじめの解消に至るまで、以下の役割をもって本校の中心として対応します。

- ・本方針について、定期的な見直し。
- ・いじめ防止に関しての、必要な情報の収集・把握・情報共有。
- ・いじめの疑いがある場合、速やかな調査の実施、事実関係の確認。
- ・いじめが認知された場合、必要に応じて教員・警察経験者などの外部専門家等の助言を受け、保護者との連携のもと、いじめを受けた生徒へのケアや、いじめを行った生徒への適切な指導など、いじめの解決に向けた取り組み。
- ・前項の結果を受け、全教職員に必要な情報を提供し、ケアに努める。

7 いじめ事案への対応

いじめが疑われる事案が発生したときは、委員会を中核として情報の収集、記録、共有、また事実確認を行います。そして、いじめが認知された場合、そのいじめの解消に向けて迅速に対応するとともに、県教育委員会生徒指導課に報告します。

いじめの発生から解消に至るまでの対応方法は、別紙3のとおりです。

また、いじめに関する重大事態が発生した場合は、委員会において、聴き取りや緊急アンケート等により、いじめの事実関係を明確にするための調査を行います。事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織と連携します。

「重大事態」の定義は、以下のとおりです。

- ・いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき。
具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、いじめを受けた生徒の状況を見て、校長が判断する。
- ・いじめにより、本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき、またはその疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

8 警察への相談・通報

いじめが犯罪行為に該当すると疑われる場合、所轄の警察署に相談し、連携して対処します。

また、いじめにより、生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、援助を求めます。

9 その他

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて、学校関係者評価委員等の意見を参考に、定期的に見直しを行い、また、ホームページで公開するほか、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等を利用して保護者や地域に情報発信を行います。

三重県立四日市高等学校
いじめ防止対策基本方針



いじめ防止対策委員会（仮称）

【構成】

校長，教頭，教務主任，各学年主任，保健主事，生徒指導主事，進路指導主事
養護教諭，教育相談担当，人権教育担当，生徒指導副主任

※必要に応じて、教育相談専門員等の心理の専門家、教員・警察経験者などの外部
専門家等を加える。

- ・学校いじめ防止基本方針について、定期的な見直しを行う。
- ・いじめ防止に関し、必要な情報を収集・把握し、情報共有を行う。
- ・いじめの疑いがある事案の調査、事実関係の確認。
- ・いじめの解決に向けた取り組み。
- ・全教職員に必要な情報を提供し、ケアに努める。

年間計画等



情報集約



連携促進

未然防止

- ・学習指導の充実
- ・社会性の涵養
- ・人権意識の醸成
- ・生徒会活動の充実
- ・相談・面接体制の充実
- ・教職員研修の実施

早期発見

- ・生徒の観察、面談
- ・アンケートの実施

各種連携

- ・保護者・地域との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携

いじめが起こりやすい(起きている)集団ではないか

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| <input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある | <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないようにいたづらをする | |

いじめられているかもしれない**◎日常の行動・表情の様子**

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 必要以上に明るく振る舞っている | <input type="checkbox"/> おどおどしたり、作り笑いをしている |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい |
| <input type="checkbox"/> 元気がなく、一人で下校することが 増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増える |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎ 授業中・休み時間

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> グループ活動の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 決められた座席と違う席に座っている | |

◎ 昼食時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1人で机に突っ伏している | <input type="checkbox"/> 他の生徒の机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたづらされる |
| <input type="checkbox"/> おかずなどを他の生徒にあげたりしている | <input type="checkbox"/> 昼食時になると教室から出て行く |

◎ 清掃時

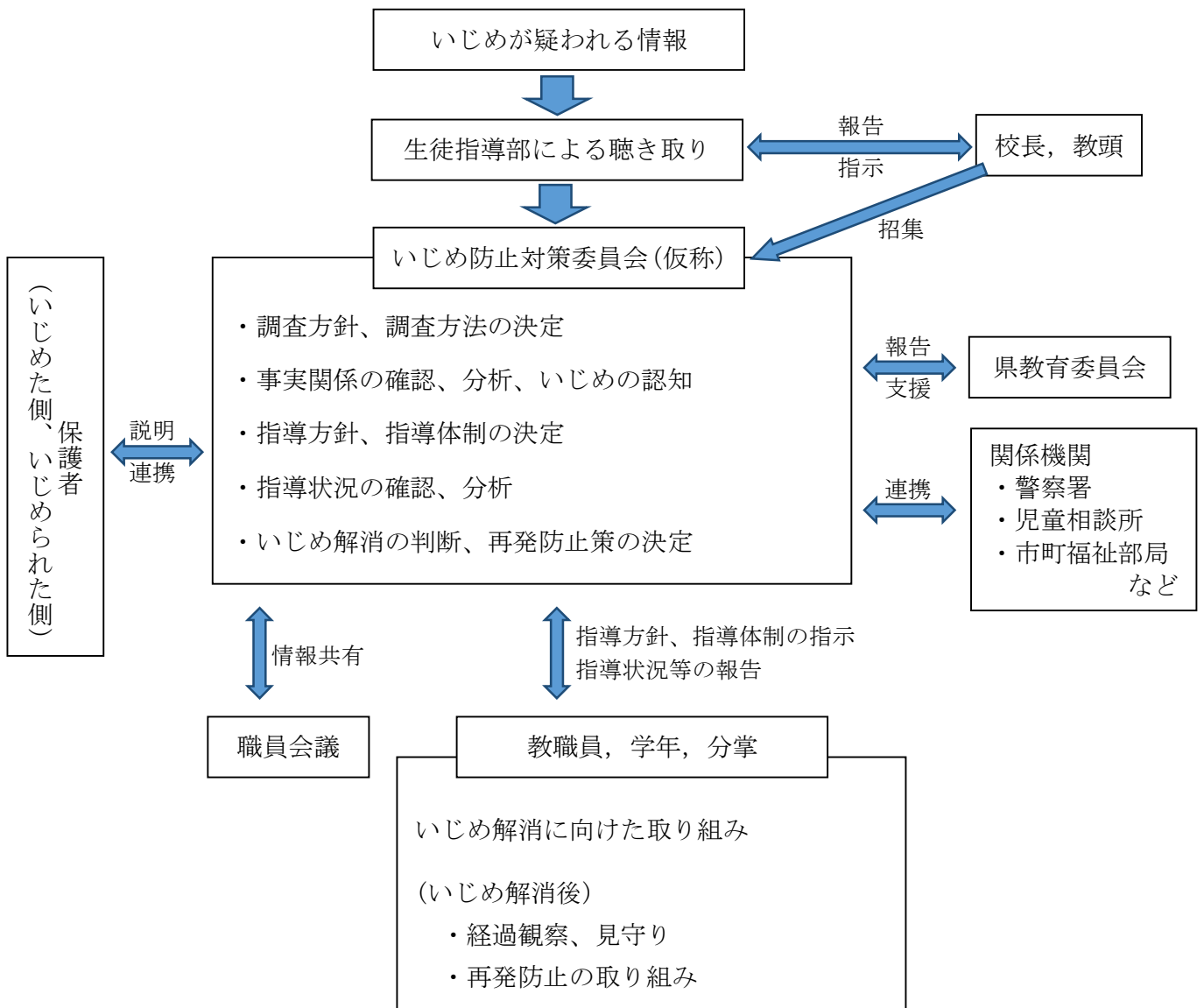
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎ その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服が汚れていることが多い |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする |

いじめているかもしれない

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | <input type="checkbox"/> 発言の中に差別意識が見られる |
| <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が黙り込む | <input type="checkbox"/> 教師が近づくと、集団が分散する |



【留意事項】

- ・ 事実確認を行うにあたっては、いじめを受けた生徒や、いじめを報告した生徒等に充分配慮をする。
- ・ 正しく事実確認を行うために、いじめを受けた生徒、いじめをした生徒の双方から丁寧に事情を聴き取り、可能な限り周りの生徒、教職員からも聴き取りを行う。
- ・ いじめを受けた生徒について、過去のアンケートの内容を確認する。
- ・ 必要に応じて当該学年または全校生徒を対象としたアンケート調査を実施する。
ただし、重大事態が発生した場合は、事実関係を明らかにするため、原則としてアンケート調査を実施する。
- ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者と直ちに面談し、状況、対応方針を説明する。また、保護者の協力を得るように努め、いじめの解消と生徒間、保護者間の関係改善を図る。
- ・ いじめに直接関わっていないが、傍観していた生徒への指導もあわせて行う。
- ・ いじめ事案が、犯罪行為に該当すると疑われる場合、また、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄の警察署に相談、通報する。